

昭和 41 年 9 月 28 日
警察本部訓令第 11 号
警 察 本 部 長

埼玉県警察官拳銃使用及び取扱い細則

(概要)

警察官が携帯する拳銃の使用及び取扱いについて必要な事項を定めたもので

- 拳銃の使用上の注意
- 使用時の報告様式
- 拳銃の保管方法
- 故障時の修理手続

等について定めている。